

特殊詐欺への対策は万全ですか

～大切なおじいちゃん・おばあちゃんを特殊詐欺から守るために～

加賀市内でも特殊詐欺等の被害が発生しています！

〈加賀市内の特殊詐欺等の被害状況〉

	被害件数	被害額
令和4年	6件	約680万円
令和5年	9件	約4,000万円



「被害にあわない」と思っている人が8割

内閣府が実施した振り込め詐欺などのいわゆる特殊詐欺に関する世論調査によると、「自分は被害にあわない」と思っている人が約8割となっています。

また、高齢になるほど「被害にあわない」という意識が高くなっており、被害防止対策を行っていない傾向があります。

“家族の絆”で振り込め詐欺を撃退!!

息子や孫をかたる詐欺等の電話を見破り、被害にあわずに済んだ人の多くが「本人（息子や孫）と声や話し方が違った」「話の内容が矛盾していた」などと話しています。

このことから、日頃から家族の間で頻繁に連絡を取り合うことや情報を共有し合うことが大切ということが分かります。



家庭でできる特殊詐欺への対策

- ◆家族で話し合い、「電話での呼びかけ方」や「合言葉」を決めておく。
- ◆固定電話を常に留守番電話に設定しておく。（留守番電話機能がある場合のみ）
- ◆電話の着信前に相手方に警告メッセージを流し、通話内容を自動録音する通話録音装置を固定電話に取り付ける。

加賀市では、特殊詐欺などの悪質な電話から高齢者を守るために、固定電話に取り付ける『通話録音装置』を無料で貸し出しています。
※詳しくは、裏面をご覧ください。

高齢者を特殊詐欺から守るために

通話録音装置を

貸し出しています！



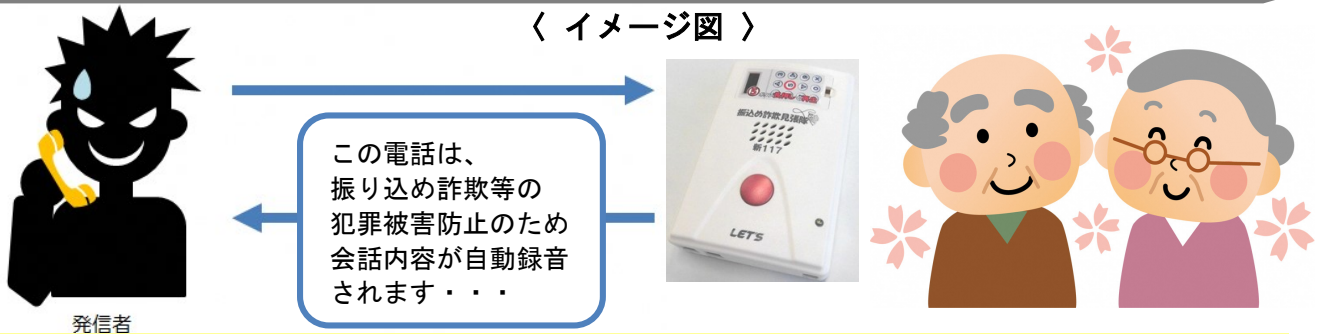
通話録音装置とは？

通話録音装置とは、電話の着信時に「この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」とアナウンスを流し、通話内容を自動録音する装置です。アナウンスによる警告と通話内容の録音により、振り込め詐欺や悪質な電話勧誘等を阻止することができます。



実際の機種と形が異なる場合があります

＜イメージ図＞



対 象：市内に在住する高齢者(65 歳以上)で、高齢者のみの世帯または日中に高齢者のみとなる世帯の人

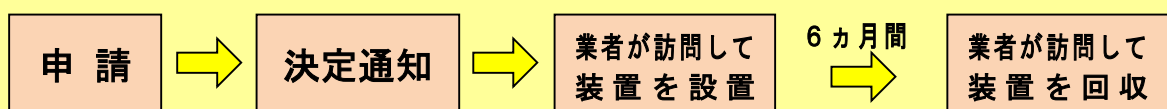
貸出期間：装置を設置した日から6ヵ月間（申出により6ヵ月延長可）

貸出台数：20 台（申請順で貸し出しますので、ご了承ください。）

申請方法：申請書を加賀市役所危機対策課へ提出（郵送可）※申請書は加賀市役所危機対策課及び行政サービスセンターにあります。

（加賀市ホームページからもダウンロードできます。）

＜申請から装置の設置・回収までの流れ＞ ※設置は業者が行います。



問い合わせ先：加賀市役所 危機対策課（電話：0761-72-7890）
〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地